

プレミアム付 浜田市トクトク商品券

取扱店募集!
登録・換金手数料無料!

発行総額 約 3 億 5,000 万円

商品券使用期間 令和元年 10 月 1 日

～令和 2 年 3 月 31 日

消費税率上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起下支えるためプレミアム付商品券事業を実施します。

今回発行する券は、既に市内に流通している浜田商工会議所が発行する「浜田市共通商品券」とは別物です。

「浜田市共通商品券」の加盟店様につきましても、今回の商品券事業には別途取扱店登録を行っていただく必要があります。

【問い合わせ先】

(トクトク商品券の換金方法など事業全般に関すること)

健康福祉部地域福祉課地域福祉係

電話：0855-25-9300 (直通) FAX：0855-22-9733

0855-25-9303 (直通)

(取扱店の募集に関すること)

産業経済部商工労働課商工政策係

電話：0855-25-9501 (直通) FAX：0855-23-4040

浜田市トクトク商品券取扱店募集要項

1 浜田市トクトク商品券の概要

(1) 発行総額

3億5,000万円程度

※商品券は通しナンバーと偽造防止策を施します。

(2) 商品券の販売額

①1セット5,000円を4,000円で販売します(500円券×10枚)。

②対象者1名につき5セットまで購入可能です。

(3) 使用期間

令和元年10月1日～令和2年3月31日

※有効期限後の商品券の使用はできません。

(4) つり銭

つり銭はありません。

(5) 商品券が使用できる物品等

取扱店の物品又は役務の提供に使用できます。

ただし、次のものには商品券は使用できません。

①不動産や金融商品

②たばこ

③有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき
印紙やプリペイドカードなど換金性の高いもの

④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年
法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に
おいて提供される役務

⑤国税、地方税や使用料などの公租公課

⑥現金との換金、金融機関への預け入れ

⑦商品券の交換又は売買

⑧特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

2 商品券取扱店の申込資格

申込資格は、浜田市内において事業を営み、かつ店舗を有する事業所です。ただし、下記に規定する事業所は対象外とします。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法第 77 号）第 2 条第 2 号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。
- ・その他、本事業の目的に照らして、不相当と市長が判断するもの。

3 申込方法

浜田市トクトク商品券取扱店登録申請書に所定の事項を記入し、郵送又はファックス、メール等により申込みしてください。

※複数の支店がある場合は、各支店単位で申込みが必要です。

【申込み先】

〒697-8501 浜田市殿町 1 番地

産業経済部商工労働課商工政策係

電話：0855-25-9501（直通） FAX：0855-23-4040

MAIL:shoko@city.hamada.lg.jp

※申込後、1 週間以内に受付完了のお電話をいたします。
連絡がない場合は、大変恐縮ですが、上記電話番号まで
お問合せください。

4 申込期限等

- (1) 令和元年 9 月 2 日（月）までに申込手続きを完了した事業所は、市ホームページで周知するとともに、商品券購入者に配布するチラシに掲載します。
- (2) 令和元年 9 月 3 日（火）以降は、随時申込可能としますが、商品券購入者に配布するチラシに事業所名を掲載できない場合があります。（市ホームページは随時更新します。）

5 商品券の換金

換金手数料は無料です。

換金方法については、取扱店を対象とした説明会を開催します。

※次ページに説明会の日程を掲載しています。

6 取扱店向け説明会

下記の日程で取扱店向け説明会（1時間程度）を実施します。

説明会へは原則参加していただきますようお願いいたします。

開催日	場所	時間帯		
R1.9.9(月)	本庁第2東分庁舎	10時～11時	14時～15時	19時～20時
R1.9.10(火)	本庁第2東分庁舎	10時～11時	14時～15時	19時～20時
R1.9.11(水)	みどり会館2階(金城)	9時～10時	16時～17時	—
	旭支所大会議室	11時～12時	14時～15時	—
R1.9.12(木)	本庁第2東分庁舎	10時～11時	14時～15時	19時～20時
R1.9.13(金)	三隅支所集会室	9時～10時	16時～17時	—
	弥栄支所第2会議室	11時～12時	14時～15時	—

7 商品券取扱店の責務等

取扱店は次に掲げる事項を遵守してください。

- ① 市が配布する商品券取扱店ステッカーおよびポスターを消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示してください。
- ② 商品券が偽造されたものと判断できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともにその事実を速やかに市に連絡してください。
- ③ 商品券の交換、譲渡及び売買はできません。
- ④ 商品券を、事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金・諸経費）の支払に使用することはできません。

【トクトク商品券デザイン】 ※デザインは変更になることがあります

